

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県美作市長

公表日

令和8年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧保険給付の支払の一時差止め なお、これらの事務に関して、番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険保険者支援システム、介護保険保険者支援システムPLUS、介護保険オンラインシステム、介護認定システム、要介護認定審査支援システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険保険者支援ファイル、介護保険オンラインファイル、介護認定ファイル、要介護認定審査支援ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】2.3.7.11.15.42.56.65.69.80.83.86.87.108.115.125.128.132.144.161項 【情報照会】131.132項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部市民保険課 岡山県美作市美来1番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の以下の留意事項を遵守している。 ・マイナンバーの取得は原則として申請者からの提供としていること。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の発効・失効を行うことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. ②所属長	高齢者福祉課長 神原 秀哲	高齢者福祉課長 船曳敬吾	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	高齢者福祉課長 船曳敬吾	高齢者福祉課長	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策 各項目	—	各項目を追記	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月31日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和2年5月1日	表紙 評価書名	介護保険法に関する事務 基礎項目評価書	介護保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年5月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の制限	介護保険法に関する事務	介護保険に関する事務	事後	
令和2年5月1日	I 1. ①事務の名称	介護保険法に関する事務	介護保険に関する事務	事後	
令和2年5月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】17,22,43,109,120項	(削除)	事後	
令和2年5月1日	I 4. ②法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】8,11,93,106,110項【情報照会】95項	事後	
令和2年5月1日	表紙 公表日	平成27年12月1日	令和2年5月1日	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 5-①部署	高齢者福祉課	保健福祉部 健康政策課	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	高齢者福祉課長	課長	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	高齢者福祉課	健康政策課	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 5-①部署名	市民部市民課	市民生活部市民保険課	事後	
令和7年5月7日	I 関連情報 7.請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 8.連絡先	市民部市民課 岡山県美作市栄町38番地2	市民生活部市民保険課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和8年3月1日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和8年3月1日	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規項目のため、記載なし)	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	(新規項目のため、記載なし)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の以下の留意事項を遵守している。 ・マイナンバーの取得は原則として申請者からの提供としていること。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目のため、記載なし)	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(新規項目のため、記載なし)	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新規項目のため、記載なし)	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の発効・失効を行うことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。	事前	
令和8年8月1日	表紙 公表日	令和8年3月1日	令和8年8月1日	事後	
令和8年8月1日	I 1. ②事務の概要	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	なお、これらの事務に関して、番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	法改正に伴うもの
令和8年8月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条	番号法第9条第1項 別表100項	事後	法改正に伴うもの
令和8年8月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,93,94,95,97,106,110,117項 【情報照会】93,94,95項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】46,47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161項 【情報照会】131,132項	事後	法改正に伴うもの